



# 平生町お知らせ版

令和8年（2026年）4月24日

## 目次

P1	パブリック・コメント（意見募集）の結果をお知らせします	建設課 下水道班
P2	日本赤十字社 会費の募集にご協力を	町民福祉課 地域福祉班
P3	農機具の運搬に係る費用の一部を補助します	産業課 農林水産班
P4	耕作放棄地解消に係る費用の一部を補助します	産業課 農林水産班
P5	いちごの美味しさ発見ツアーに参加してみませんか	産業課 農林水産班
P6	有害鳥獣捕獲の活動をしていませんか	環境政策室

## パブリック・コメント（意見募集）の結果をお知らせします

建設課 下水道班

町では、次の計画（案）に対するパブリック・コメント（意見募集）を実施した結果、ご意見の提出はありませんでした。ご協力ありがとうございました。

### ◆意見を募集した案件名

平生町污水处理施設整備構想（案）

### ◆意見を募集した期間

3月2日（月）～4月2日（木）

### ◆問合せ先

町役場建設課 下水道班（TEL：56-7118）

回  
覧

## 日本赤十字社 会費の募集にご協力を

町民福祉課 地域福祉班

日本赤十字社は、国内外を問わず人間の命と健康、尊厳を守るために災害救護活動はもとより、地域での各種講習会や訓練など、さまざまな活動を積極的に展開しています。

このような活動は皆様から寄せられる会費によって支えられています。この機会に赤十字の趣旨をより一層ご理解いただき、会費募集の目標額を達成できますようご協力をお願いします。

なお、募集の取りまとめは別途各自治会の行政協力員さんに依頼していますので、よろしくをお願いします。

また、あわせて法人会費の募集も行っていますので、企業・団体の皆様のご協力もよろしくをお願いします。

◆平生町の会費募集目標額 1,343,000円

### 【公職者の皆様へ】ご注意ください！



日本赤十字社では、平成29年4月1日から「社費」を「会費」に、「社員」を「会員」に呼び方を改め、誰もが参加しやすい環境整備を行っています。これは、制定から60年以上が経過している日本赤十字社法・定款を、現在の実情に合わせた制度として運用を図るものです。

この日本赤十字社法・定款変更により、会費協力者に公職選挙法が厳格に適用されるようになりました。そのため、公職の候補者または公職の候補になろうとする人（公職にある人を含みます）における会費納入の方法によっては、公職選挙法に抵触するおそれがあります。

具体的には、日本赤十字社の会員になるための必要最低限の費用が「2,000円」となりましたので、公職選挙法が適用される方は、2,000円以外の金額は「寄付行為」に該当することになります。

#### ◆公職選挙法に抵触する（寄付とみなされる）ケースの一例

- 自治会や銀行振り込み等で、2,000円以外の金額で会費を納入した場合。  
(2,000円未満のものや、2,000円を超えた部分は寄付金とみなされます)

ご不明な点は、日本赤十字社山口県支部(TEL:083-922-0102)までお問合せください。

#### ◆問合せ先

日本赤十字社山口県支部 平生町分区（町役場町民福祉課 地域福祉班内）  
(TEL:56-7113)

## 農機具の運搬に係る費用の一部を補助します

産業課 農林水産班

町では、町内の農地維持のため、耕作に必要な農機具を運搬する場合、要した費用の一部を補助します。これは「耕作のための農機具をレンタルする人」および「利用権を設定し、そのほ場に農機具を運搬する必要がある人」に対して、補助する制度です。

制度内容など、詳細は下記問合せ先までご相談ください。

### ◆対象となる農機具等

	農機具（※）	農機具の種類	対象者	対象経費
①	レンタル農機具	JA 山口県南すおう統括本部が行う農機具レンタル事業の対象機種	JA 組合員	農機具運搬費 ※レンタルする費用は含みません。
②	自己管理農機具	対象者が管理（所有）する農機具	利用権設定者	農機具運搬費 ※レンタカーに係る経費を含みます。

※①、②いずれも、運搬先のほ場が町内にある場合に限りです。

※対象の農機具は、乗用田植え機、トラクター、コンバインです。

### ◆補助額

対象となる農機具を運搬する都度申請が必要です。

1回の申請につき、片道の場合は5,500円（往復の場合は9,900円）を上限に補助します。

複数回申請が可能ですが、申請者一人につき、年度内29,700円が上限となります。

※予算に限りがあります。申請額が予算額に達した場合、募集期間の途中でも募集受付を締め切る場合があります。

### ◆申込方法

申請書に以下の必要書類を添えて産業課窓口へ提出してください。

#### 【必要書類】

- ・農機具を利用する農地が分かる位置図
- ・車両に積載した農機具の写真（自己管理農機具を運搬する場合）
- ・農機具レンタルの申込書の写しおよび支払証明書等の写し（運搬料等の支払証明書等の写しも可）

※対象となる農機具の区分により必要書類が異なります。詳しくはお問合せください。

### ◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

#### 【レンタル農機具について】

JA 南すおう農機管理センター（TEL：23-2030）

JA 南すおう統括本部営農経済部（TEL：22-9787）

## 耕作放棄地解消に係る費用の一部を補助します

産業課 農林水産班

町では、耕作放棄地を再生し新たに作付けを行う場合、要した費用の一部を補助します。  
これは、土地の所有者や所有者の同意を得た人が、1 団地おおむね 5 アール以上の農地について「草刈り・耕起・作物の作付け」までを行う場合に補助する制度です。  
制度内容など、詳細は下記問合せ先までご相談ください。

### ◆補助金の対象となる費用

以下の要件をすべて満たす農地の「草刈り・耕起・作物の作付け」に係る費用

- 農業振興地域内の農地
- 再生利用が可能な荒廃農地
- ほ場整備による区画整理が行われていない農地
- 1 団地おおむね 5 アール以上の農地
- 取組年度を含め、3 年以上の作付け予定のある農地

### ◆補助額

10 アールあたり 25,000 円以内

※予算に限りがあります。申請額が予算額に達した場合、募集受付を締め切る場合があります。

### ◆申込方法

申請書に次の必要書類を添えて産業課窓口へ提出してください。

- 耕作放棄地解消事業実施計画書
- 耕作する土地所有者の同意書（所有者本人が申請する場合は不要）
- 地籍図（1 筆のうち一部が対象となる場合のみ）

### ◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

## いちごの美味しさ発見ツアーに参加してみませんか

産業課 農林水産班

町の属する南すおう地域では、80年以上も前からいちごが生産されており、現在もハウス栽培を中心にいちごが栽培されています。

この度、南すおう地域のいちごの魅力や栽培の様子などを知ってもらい、農業に興味を持ってもらうために、次のとおりツアーが開催されることになりました。参加をご希望の人はお気軽にお申し込みください。

### ◆開催日

5月16日（土）午前10時～正午

### ◆募集定員

20名（先着順）

### ◆開催場所

柳井市、田布施町、平生町内のいちご園地（パイプハウス）

### ◆ツアーの内容

- ・ いちごの生産者による栽培の紹介
- ・ いちごの収穫体験と品種の食べ比べ

### ◆申込対象者

小学生以上で、いちごの栽培に興味関心がある人  
※高校生以下は、保護者同伴でお申し込みください。

### ◆参加料金

大人：1,000円/人（中学生以上） 子供：500円/人（小学生）  
※参加料金は、当日現金でお支払いください。

### ◆申込期限

5月10日（日）

### ◆申込方法

右のQRコードからメールでお申し込みください。  
04-shidouhanbai@ja-ymg.or.jp（事務局 JA山口県 南すおう統括本部）

### ◆申込時の記入内容

- ① 代表者の情報（名前、住所、連絡先）
- ② 参加者の車の台数（軽および普通車の台数）
- ③ 参加者の情報（名前）

申し込みはこちら➡



詳細はこちら➡



### ◆問合せ先

JA山口県 南すおう統括本部（TEL：22-9787）

## 有害鳥獣捕獲隊の活動をしてみませんか

環境政策室

イノシシ等の被害をもたらす野生鳥獣は、依然として生息範囲が拡大傾向にあります。

町では、農作物への被害や、市街地への出没による住民への被害を防ぐことを目的とした捕獲隊を編成して有害鳥獣捕獲に取り組んでいます。鳥獣が出没する場所等が増加している中、捕獲対策が行き届かない地域も多くあります。

このため、新たに狩猟免許を取得し、捕獲隊として活動していただける人を募集します。

本年度は6月から8月にかけて県内6会場で狩猟免許試験が行われますので、捕獲隊に関心のある人は受験していただきますようお願いします。

### ◆試験日程および申込期限

区分	日時	場所	申込期限
第1回	6月21日(日) 午前9時～午後4時	美祢市民会館	6月10日(水) 午後5時
第2回	7月5日(日) 午前9時～午後4時	下関市菊川ふれあい会館	6月24日(水) 午後5時
第3回	7月19日(日) 午前9時～午後4時	柳井市文化福社会館	7月8日(水) 午後5時
第4回	8月2日(日) 午前9時～午後4時	山口県総合保健会館	7月22日(水) 午後5時
第5回	8月7日(金) 午前9時～午後4時	山口県立農業大学校	7月27日(月) 午後5時
第6回	8月30日(日) 午前9時～午後4時	ゆめプラザ熊毛	8月19日(水) 午後5時

### ◆申込方法

申請書に必要事項を記入の上、岩国農林水産事務所に提出してください。

申請書は各農林水産事務所のほか、町役場環境政策室にも備え付けてあります。

### ◆わな猟狩猟免許取得費用の助成について

新たにわな猟狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲隊として協力する人に対して免許取得費用の助成制度があります。ぜひご利用ください。(事前に下記問合せ先までご相談ください。)

### ◆問合せ先

町役場環境政策室 (TEL: 56-7126)

岩国農林水産事務所 (TEL: 0827-29-1567)

次回発行日は5月22日(金)です